

緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査  
 - 自衛隊車両及び救急車の迅速かつ円滑な通行に向けて -

**調査結果及びまとめ (ポイント)**

行政評価局では、行政運営上の課題を日々情報収集しており、今回、自衛隊車両及び救急車のETC活用等に係る情報に接し、有料道路において料金を徴収されずに通行（以下「無料通行」という。）できる自衛隊車両（災害派遣等に際しての通行）及び救急車（救急業務に際しての通行）（参考情報1参照）について調査した結果、以下のとおりであった。

○自衛隊車両の有料道路の通行実態（調査結果の詳細は別紙1参照）

- ・ 一般レーンで証明書を料金所係員に手渡しする。その際、1台ずつ確認を受けるため、通行に時間を要する場合がある。



防衛省は、災害派遣等に際しての自衛隊車両のより円滑な通行のため、道路会社の協力を得つつ、無料通行できる専用のETCカードの活用や現行の証明書による通行方法の簡素化・簡略化といった料金所通過に係る通行方法の見直しについて検討することが必要と考える。

○救急車の有料道路の通行実態（調査結果の詳細は別紙2参照）

- ・ 32消防本部における救急搬送時の通行実態

区分	ETCレーンを無料通行	一般レーンを無料通行	有料道路を利用しない
緊急搬送時	14 消防本部	18 消防本部	3 消防本部

(注) 道路会社ごとに通行方法が異なる場合は複数計上しており、合計数と一致しない。

- ・ 32消防本部における救急搬送先からの帰署時の通行実態

区分	有料道路を無料通行	有料道路を有料で通行	有料道路を利用しない
帰署時	25 消防本部	5 消防本部	3 消防本部

(注) 道路会社ごとに通行方法が異なる場合は複数計上しており、合計数と一致しない。



各消防本部は、本調査結果を参考にするとともに、地理的要因、救急搬送における有料道路の使用状況、ETC車載器の装備状況、料金所の自動化・無人化の進展等を踏まえ、無料通行できる専用のETCカードの活用や、救急搬送先からの帰署時における有料道路の無料通行について検討が必要と考える。



## 1 自衛隊車両（災害派遣等の際しての通行）

### 1-① 通行方法

防衛省が道路会社と取り交わした文書※1 を踏まえた通達等※2 に基づいて、車両標識を車両前面に掲示した状態で有料道路の料金所において料金所係員が証明書を確認する形で無料通行※3

※1 災害派遣等従事車両取扱要領（平成 15 年 3 月 19 日付け営計第 11 号）等

※2 災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について（通達）（平成 15 年 3 月 31 日付け陸幕輸第 22 号）等

※3 通行例

〈入口〉一般レーンにて、1 台ずつ通行券を受け取り（又は証明書を提示し）通行

〈出口〉一般レーンにて、1 台ずつ証明書（及び通行券）を料金所係員に提出し、1 台ずつ車両登録番号等の確認を受けた後に通行

ただし、緊急やむを得ず証明書を持参できなかった等の場合は、身分証明書や名刺の提示、あるいは事後の証明書送付による通行が認められている。

### 1-② 調査結果（陸上自衛隊 5 方面隊の担当者から聴取）

- ✓ 「出口料金所で無料通行のための証明書の確認を 1 台ずつ受けているため、長い車列を伴う場合には通過に相当の時間を要したことがある。」
- ✓ 「スマートインターチェンジ（以下「SIC」という。）を通行できない場合がある。」
- ✓ 「SICを利用できる場合であっても、係員に現地まで来てもらうことが必要となる。」
- ✓ 「派遣車両数が多い場合や複数の道路会社間を越えて有料道路を通行する場合、証明書の発行枚数が多く業務負担となる。」
- ✓ 有料道路を使用する全ての自衛隊車両にETC車載器を装備済み

（参考）通達等制定時からの環境変化

① 一般車両を含めたETC利用率：4.7%（平成 15 年 3 月時点）⇒92.4%（令和元年 12 月時点）（出典：国土交通省HP）

② 料金所の自動化・無人化の進展（ETCレーン・無人精算機・SICの整備など）

### 1-③ 防衛省の意見

無料通行できる専用のETCカード（以下「専用ETCカード」という。）の活用の検討に際しては、災害派遣等の特性（派遣決定時に車両を特定するためカードを備え付ける車両を事前に絞り込めないこと、部隊等が広域に派遣されるため複数の道路会社間を越えた通行が可能となるカードを備え付ける必要があること等）を踏まえると、道路会社の協力を得て、専用ETCカードの発行に係る経費や適正管理に係る負担等がどの程度軽減されるかを確認し、費用対効果を考慮することが必要である。

### 1-④ 高速道路会社の意見

証明書を所持した車両が円滑に通行できるよう、料金所混雑時には、待機員等による交通誘導を行うなど円滑な通行のための対応を実施している。

また、道路利用者から要望があれば円滑な通行方法について検討するが、高速道路会

社の中には、専用ETCカードを車両別に発行すると、相当の投資が必要となる、発行や適正な利用・管理に係る事務負担が必要となるなどとするところもある。

#### 1-⑤ まとめ

防衛省は、災害派遣等に際しての自衛隊車両のより円滑な通行のため、道路会社の協力を得つつ、専用ETCカードの活用や現行の証明書による通行方法の簡素化・簡略化といった料金所通過に係る通行方法の見直しについて検討することが必要と考える。

※上記検討に当たっては、当局が道路会社に協力を要請することとする。

## 2 救急車（救急業務に際しての通行）

### 2-1 救急搬送時

#### 2-1-1 通行方法

救急搬送時の救急車については、緊急走行することにより、有料道路の通行に当たり料金を徴収しないこととされている※。

※ 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 1 項第 1 号の 2

#### 2-1-2 調査結果（32 消防本部の担当者から聴取）

##### 【救急搬送時の通行実態】

- ① 専用ETCカードを使用してETCレーンを無料通行（14 消防本部）
- ② 専用ETCカードを使用せず一般レーンを無料通行（18 消防本部）
- ③ 地理的要因等から基本的に有料道路を利用しない（3 消防本部）

（注）消防本部によっては道路会社ごとに通行方法が異なる場合があり、上記のうち 1 消防本部において①と②が、2 消防本部において②と③がそれぞれ併存

##### 【救急搬送時にETCカードを使用しないデメリット】

- 救急搬送が遅延するおそれ
  - ✓ 「救急搬送時は 1 秒でも早い到着が求められるが、一般レーンの場合、料金所で一旦停止に近い速度に減速をすることにより通行に時間を要したことがある。」
  - ✓ 「料金所が無人的場合、一旦停止してインターホンで知らせゲートを開けてもらうことにより通行に時間を要したことがある。」
  - ✓ 「一般レーンが混雑した場合には、緊急走行時でも割り込むことができないため通行に時間を要したことがある。」
  - ✓ 「ETCレーンを通過する一般車に追い越されたケースがある。」
  - ✓ 「SIC（スマートインターチェンジ）の場合、一旦停止してインターホンで知らせゲートを開けてもらう等により通行に時間を要したことがある。」
- 通行に係る作業負担
  - ✓ 「円滑な走行のために、道路会社への事前連絡及び料金所係員に救急搬送である旨の説明を行っているが、この作業に負担を感じることもある。」

##### 【救急搬送時にETCカードを使用するメリット】

- ✓ 一般レーン通行による混雑の回避により搬送時間が短縮（「一般レーンで車が滞留している場合、緊急走行でも割り込むことができないので、ETCレーンを利用した方が早い。」）
- ✓ 「救急搬送に係る救急隊員等の事務手続の簡素化が図られるなど患者の搬送に集中できる。」

上記のほか、「一般レーンでも混雑はない、有料道路を利用する需要がほとんどない等から現状では不便を感じていない」などとする意見もあった。

## 2-(2) 救急搬送先からの帰署時

### 2-(2)-① 通行方法

消防活動のため使用する車両は、緊急自動車として走行しない車両についても、料金は徴収されないこととされている※。

※ 「料金を徴収しない車両を定める告示」(平成17年国土交通省告示1065号。以下「告示」という。)

そのためには、有料道路の利用者(消防本部)が告示に該当することを証明することとなる。

告示に該当することの証明については、あらかじめ消防本部等から高速道路会社等に対して証明書の様式等証明の方法・手続(ETCの活用を含む。)について相談・協議することとなる。

### 2-(2)-② 調査結果(32消防本部の担当者から聴取)

#### 【聴取結果】

- ✓ 「救急搬送後に有料道路を利用することにより、できるだけ早急に帰署し、所属消防署管内の空白状況(救急車が不在の状況)の回避と次の出動に備えた迅速な待機がより可能となる。」
- ✓ 「救急活動は帰署時も含め消防活動の一つと認識している。」

#### 【救急搬送先からの帰署時の通行実態】

- ① 有料道路を無料通行(25消防本部)
- ② 有料道路を有料で通行(5消防本部)
- ③ 地理的要因等から基本的に有料道路を利用しない(3消防本部)

(注1) 消防本部によっては道路会社ごとに通行方法が異なる場合があり、1消防本部において①と②が併存

(注2) ①の消防本部の中には、用務欄に「消防活動」や「救急業務」等と明記した証明書(公務従事車両証明書、公務自動車証明書等)を料金所係員に提出等して無料通行しているところがある。

## 2-(3) 高速道路会社の意見

ETCの活用に当たっては、通信異常による急停止やバー接触の危険性などの存在、不正利用の防止対策等にも留意する必要がある。

また、高速道路会社の中には、ETCの活用の協定の締結に当たっては、都道府県が消防本部を取りまとめてほしいとしているところがある。

## 2-(4) まとめ

各消防本部は、本調査結果を参考にするとともに、地理的要因、救急搬送における有料道路の使用状況、ETC車載器の装備状況、料金所の自動化・無人化の進展等を踏まえ、専用ETCカードの活用や、救急搬送先からの帰署時における有料道路の無料通行について検討が必要と考える。

※上記検討に当たっては、当局が道路会社に協力を要請することとする。

## 【参考情報 1】緊急自動車等※の無料通行に係る関係法令（抜粋）

### ★道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）

（料金徴収の対象等）

第 24 条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第 2 条第 3 項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（略）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

※緊急自動車等：「道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車」及び「政令で定める車両」の総称

## ○道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

### ★道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（緊急自動車の通行区分等）

第 39 条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第 17 条第 5 項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第 4 項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2（略）

### ☆道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）

（緊急自動車）

第 13 条 法第 39 条第 1 項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車（略）とする。

一（略）

一の二 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

一の三～十二（略）

2（略）

（緊急自動車の要件）

第 14 条 前条第 1 項に規定する自動車は、緊急の用務のため運転するときは、道路運送車両法第 3 章及びこれに基づく命令の規定（略）により設けられるサイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない。

## ○政令で定める車両

### ★道路整備特別措置法施行令

（昭和 31 年政令第 319 号）

（料金を徴収しない車両）

第 11 条 法第 24 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

※法とは、道路整備特別措置法

### ☆料金を徴収しない車両を定める告示

（平成 17 年国土交通省告示 1065 号）

道路整備特別措置法施行令第 11 条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。

一～二（略）

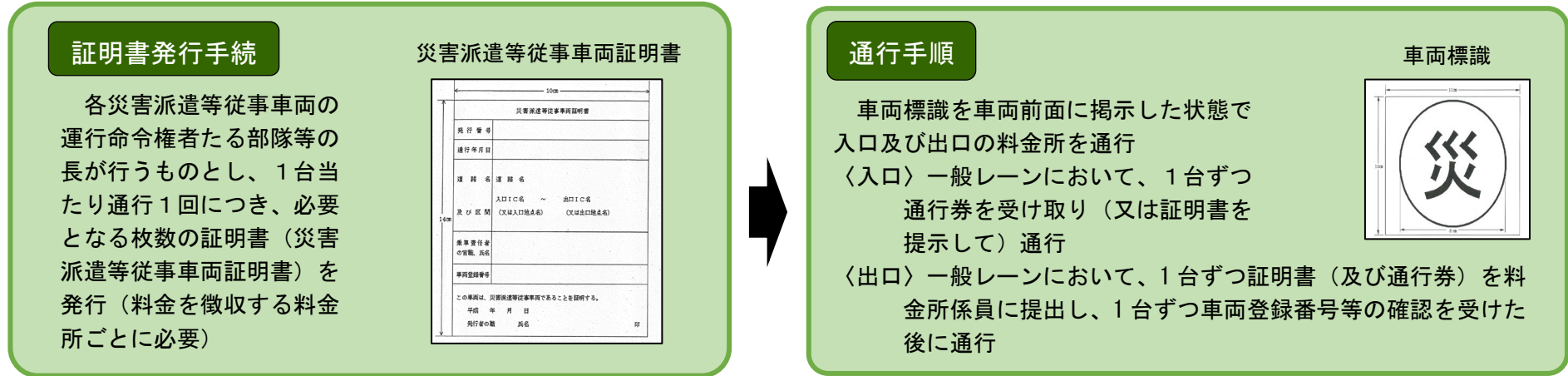
三 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両（これらの活動に係るボランティア活動（略）を含む。）で緊急自動車以外のもの

四～九（略）

【参考情報 2】自衛隊車両（災害派遣等※に際しての通行）

※無料通行の対象は、災害派遣、地震防災派遣及び原子力災害派遣等（自衛隊法（昭和 29 年法律第 65 号）第 83 条～第 83 条の 3 等）

★災害派遣等時の自衛隊車両の有料道路の通行実態（例）



※ 防衛省が道路会社と取り交わした「災害派遣等従事車両取扱要領」（平成 15 年 3 月 19 日付け営計第 11 号）等を踏まえ、陸上幕僚長から各部隊等宛てに通知した「災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について（通達）」（平成 15 年 3 月 31 日付け陸幕輸第 22 号）等に基づいての通行。ただし、緊急やむを得ず証明書を持参できなかった等の場合は、身分証明書や名刺の提示、あるいは事後の証明書送付による通行が認められている。

★災害派遣等時の自衛隊車両に係る専用ETCカードの導入に向けての自衛隊の現状等

○ETC車載器の装備状況：有料道路を使用する全ての車両にETC車載器を装備済み※

※ ETC車載器は、訓練等（災害派遣等以外）で有料道路を使用する際、ETCカード(有料)により料金を支払って通行するために装備

○災害派遣等時に有料道路を高い確率で通行。また、道路会社支社間や道路会社間を越えても通行

- ・災害派遣等時に、調査した 5 方面隊（所属の 12 部隊を抽出）では、ほとんどの場合で有料道路を通行
  - ・災害派遣等時に、道路会社支社間や道路会社間を越える通行の実績あり
- また、複数部隊から上記の場合に使用可能な 1 枚でのETCカードの発行のニーズあり

（参考情報）

複数の道路会社（NEXCOや地方道路公社）の通行用に 1 社が代表して 1 枚の「ETC公務用カード」を発行している例

○道路会社A社 a 支社が国の出先機関に発行した「ETC公務用カード」は、1 枚で道路会社 4 社管理の有料道路全線の通行が可能



【参考情報3】救急車（救急業務に際しての通行）①

○緊急自動車等に係る専用ETCカード使用のための規約・協定の概要

区分	首都高速		阪神高速		NEXCO西日本九州支社
カード名	ETC業務用カード		ETC業務用カード		ETC公務用カード(緊急用) 〔協定上は「緊急用カード」〕
発行方法	道路会社の内部規約に基づく消防本部からの個別の申請により発行				県との協定締結により発行
適用車両	緊急自動車	告示に定める車両	緊急自動車	告示に定める車両	緊急自動車
使用目的	緊急走行 (救急搬送時)	告示用務 (救急搬送先からの帰署時)	緊急走行 (救急搬送時)	告示用務 (救急搬送先からの帰署時)	緊急走行 (救急搬送時)
車両特定	有 (ETCカードに使用できる車両の車両番号を明記)				
費用負担	有 (2,000円前後の発行事務手数料(実費)を徴収)				
適用区間	管理道路全線 (ETCカードを発行した道路会社(支社)が管轄する全線)				
確認作業	必要に応じて実施				毎月実施

(注1) 「告示に定める車両」とは、料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)に定める車両

(注2) 「告示用務」とは、料金を徴収しない車両を定める告示の各号に記載されている用務。また、「使用目的」欄の下段の( )内は救急車の使用目的

(注3) 首都高速及び阪神高速では、緊急自動車が告示に定める車両にもなる場合は、1枚のETCカードを発行(車両1台につきETCカードを1枚発行)  
消防本部に対するETCカードの発行枚数は、3社合計で、30消防本部に1,547枚を発行(令和元年9月～10月現在)

(注4) 「確認作業」とは、通行実績が使用目的、使用区間、適用期間等に合致しているかを道路会社と消防本部との間で確認を行う作業をいう。

NEXCO西日本九州支社では、毎月、道路会社が作成した利用状況一覧を県に送付し、県が消防本部から協定に沿った通行かどうかの確認をとって道路会社に回答。また、阪神高速では、毎月、消防本部から実績報告を提出させ、必要がある場合にその確認を実施。さらに、首都高速では、必要がある場合に消防本部に対して確認を実施

(注5) 上記のほか、NEXCO3社、首都高速、阪神高速及び本四高速では、消防本部以外の関係機関とも協定等に基づき「ETC公務用カード」等を発行

○長崎県(甲)が締結した「救急車の緊急走行時におけるETCレーン利用に関する協定」の概要

協定締結先	NEXCO西日本九州支社(乙)	長崎県道路公社(丙)
カードの貸与等	乙が甲に「緊急用カード」を貸与(甲が各消防本部に貸与)	乙が貸与したカードを丙の道路でも利用可能
カードの利用確認	毎月、乙及び丙が作成した利用状況一覧を甲が消防本部から協定に沿った通行かどうかの確認をとって乙及び丙に回答	

(注1) 甲と乙が締結した協定の内容は、上記「緊急自動車等に係る専用ETCカード使用のための規約・協定の概要」を参照

(注2) 乙が貸与したカードは、甲と乙との協定の内容に基づいて、乙の道路と一つの料金所で接続(料金徴収)する丙の道路(川平有料道路及びながさき出島道路)でも利用できる。

(注3) 丙は甲又は乙からカードの発行一覧を入手し、カードの貸与状況を確認している。

## 【参考情報4】救急車（救急業務に際しての通行）②

### ★救急車のETC車載器の装備状況（32 消防本部）

○平均装備率：71.8%（522 台中 375 台で装備（令和元年 9 月～11 月時点））

（内訳）全車装備：16 消防本部、一部車両に装備：9 消防本部（装備率：20.0%～94.3%）、全車未装備：7 消防本部

### ★救急車の有料道路の通行実績（32 消防本部）

○有料道路の通行実績があると回答した消防本部：31 本部（平成 30 年に有料道路の通行実績がない消防本部は 1 本部）

- ・年間 100 回以上の通行実績あり：平成 30 年実績が確認できた 22 本部中 17 本部（最も割合が高い消防本部では救急搬送の約 8 割）
- ・一方、ほとんど通行しない消防本部もあり

### ★救急搬送時の緊急走行により一般レーンを通行する場合の消防本部の作業負担の例（該当 18 消防本部）

○通信指令から道路会社側に通行予定等を連絡している消防本部：少なくとも 10 本部（残り 8 本部からは連絡の有無を未確認）

○緊急走行中の旨を料金所職員に通告している消防本部：18 本部

○救急搬送時にも通行券（有料道路の入場券）を取っている消防本部：1 本部 等

### ★専用ETCカードの導入に対する意見（32 消防本部）

○ETCの活用を必要とする消防本部：18 本部

（主な理由）一般レーンでの混雑や交通量の多い一般道の回避等による患者搬送の短縮化・患者の負担軽減、救急隊員の業務（料金所でのやり取り等）緩和・疲労軽減、次の出動に備えて早期に準備が可能、消防署を不在にする時間を短縮、通信指令の業務緩和（道路会社側への通報不要）、料金所の無人化（SIC、無人精算機等）の進展への対応 等

○ETCの活用が必要かどうかは判断できないとする消防本部：6 本部

（主な理由）患者搬送の迅速化のために活用の余地はあるものの一般レーンでも混雑は少ないので支障を感じていない、1 枚の専用ETCカードで複数の道路会社管理の有料道路を通行できないため使用すると隊員が混乱する 等

○ETCの活用は不要とする消防本部：8 本部

（主な理由）一般レーンでも混雑はない、有料道路を利用する需要がほとんどない等から現状では不便を感じていない、財政上の理由等からETC車載器を装備していない（車載器がない車両でのカード使用は手間が増える） 等